

海の歴史学習補助教材制作業務に関する仕様書

令和6年7月

余市町教育委員会

1. 業務名

海の歴史学習補助教材制作業務

2. 目的

余市町はニシン漁によって発展し、町の基礎を築いている。その後、ニシンの減少によりニシン一強だった漁業は転換期を迎え、現在は、牡蛎の養殖など新たな水産業の取組みもなされており、未来に向けた持続可能な海産資源獲得に向けた動きもみられる。

しかし、このように、過去から現在に至るまで町の発展に寄与してきた海との関係性であるが、近年は子供たちの海離れや授業の多様化などにより学ぶ機会が減少している。

このことから、小学校を対象として①学習用動画6種（概要、江戸時代、明治～昭和、現在、未来、海に関する低学年クイズ）、②北前交易品に関連する学習補助教材1種6セットの制作を行うものである。

3. 契約期間

契約締結の日から令和7年2月28日

4. 仕様等

(1) 作成内容

【学習用動画】

下記のテーマに沿って、撮影・編集を行い、学習用動画6種を作成する。

- ①余市町の概要～地勢・気候～（2分程度）
- ②ヨイチ場所～江戸時代～（3分程度）
- ③海の歴史～明治から昭和～（3分程度）
- ④余市の海～現在の漁業～（2分程度）
- ⑤みらいの余市～環境など～（2分程度）
- ⑥海に関するクイズ

【学習補助教材】

小学生中～高学年を対象とし、北前船の航路や近世ヨイチ場所におけるアイヌと和人との交易について学習するときの補助教材を6セット作成する。

(2) 仕様

- ア 各動画には、字幕及びナレーションを基本とすること。
- イ 必要に応じ、専門家の監修を受けること。また、撮影対象に関する資料の収集を行い、撮影・編集に取り入れること。

(3) 成果品

外付けHDDまたはSSD及びDVDディスクに収録して、余市町教育委員会文化財係（余市水産博物館）に納品すること。

5. 留意事項

- (1) 受託者は、余市町と連絡調整を十分に行い、円滑に業務を実施すること。
- (2) 当該業務の実施により知り得た個人情報について、漏えい等の防止その他の目的に利用、または第三者に提供してはならない。
- (3) 本業務によって作成される成果品の著作権等の取扱は、次のとおりとする。
 - ア 成果品の著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む。）は、余市町に無償譲渡するものとする。
 - イ 受託者は本成果品について、余市町及び余市町が指定する第三者に対して著作者人格権を行使しないものとする。

6. この仕様書に係る窓口

余市町教育委員会社会教育課（担当：奥寺・高橋）

（所在地）〒046-0011 北海道余市郡余市町入舟町21番地

TEL/FAX 0135-22-6187 E-mail:moireyama@beach.ocn.ne.jp